

令和 6 年 10 月より敬老乗車証制度が変わります

敬老乗車証制度は、高齢者の皆様の社会参加に役立てていただくための大切な制度です。一方で、高齢化が進展する中、対象者の増加に伴う事業費の増加が見込まれることから、制度を持続可能なものとするために、令和 6 年 10 月 1 日より制度を見直すこととしました。

1 令和 6 年 10 月 1 日からの変更点について

	現行制度 (～令和 6 年 9 月 30 日)	新制度 (令和 6 年 10 月 1 日～)
制度目的	高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者の福祉の増進を図る	
交付対象者	市内にお住いの 70 歳以上の方	(変更なし)
年間チャージ上限額	12 万円	
対象交通機関	市バス、地下鉄、宮城交通バス	
利用者負担割合	①介護保険料所得段階 5 以上の方 <u>100 円で 1000 円のチャージが可能</u> ②介護保険料所得段階 1～4 の方 <u>50 円で 1000 円のチャージが可能</u> ※9 月 30 日までのチャージ残額は 自動で繰り越されます	①介護保険料所得段階 5 以上の方 <u>250 円で 1000 円のチャージが可能</u> ②介護保険料所得段階 1～4 の方 <u>100 円で 1000 円のチャージが可能</u>

●見直し後も、原則 4 分の 1 のご負担(所得の低い方は 10 分の 1)で対象となる公共交通機関を利用できます。引き続き、広くご活用ください。

●9 月 30 日までは原則 10 パーセントの負担でチャージできます。

●8～9 月は区役所・総合支所窓口の混雑が見込まれますので、現行制度の利用者負担割合でのチャージをご希望の方は、早めの来庁をお願いします。

2 利用促進に向けた取り組みについて

令和 4 年度に実施した敬老乗車証にかかる市民意識アンケートにおいて、要望が多かったチャージ場所の増設を行います。

【令和 6 年 7 月 29 日より開設(予定)】※無人チャージ機設置までの暫定施策として実施します

① 地下鉄仙台駅(交通局忘れ物センター隣接スペース)にチャージ専用窓口を設置します

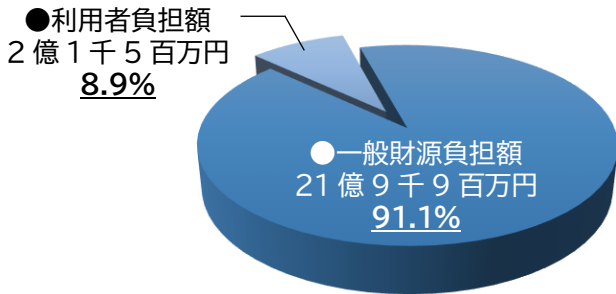
【令和 7 年 10 月から順次】

② 敬老乗車証専用の無人チャージ機を複数の地下鉄駅構内(5 駅 6 台)に設置します

3 見直しの背景・必要性

- 敬老乗車証制度は社会参加をはじめとする外出促進を目的とし、現在、多くの高齢者の皆様に利用されている制度です。
- その事業費はチャージする際にご負担いただいている、利用者負担額と市民税をはじめとした市の税収等の一般財源負担額で構成されています。…(図1参照)

図1:令和4年度決算における事業費の財源内訳

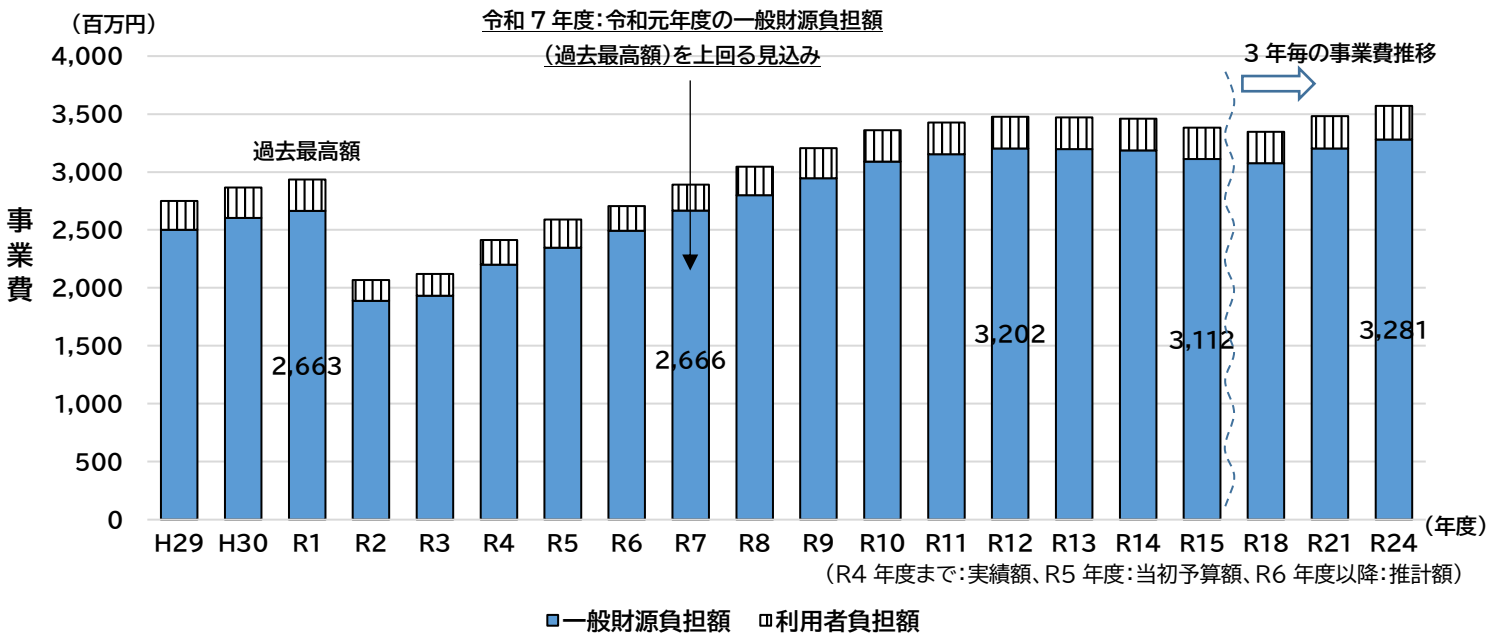


(例)地下鉄運賃 210 円区間を利用した場合

- ・ 利用者が負担している金額は 19 円
- ・ 仙台市が負担している金額は 191 円

- 敬老乗車証制度の一般財源負担額は、令和元年度に過去最高額の約 26.6 億円となり、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、この度の見直しを行わない場合、令和7年度には過去最高額を上回り、令和12年度に約32億円まで増加した後は高止まりの状況が続く見込みです。…(図2参照)

図2:敬老乗車証事業費の将来推計(この度の見直しを行わない場合)



- 加えて、介護保険や後期高齢者医療など、敬老乗車証制度以外の高齢者保健福祉施策全般に係る事業費の一般財源負担額も、令和6年度からの10年間において、年平均約7億円の増加を続ける見通しです。
- このような状況の中にあっても、高齢者の社会参加の促進や健康増進を図るうえで重要な役割を果たしている「敬老乗車証制度」を、今後も、新たに対象者となる方も含め、より多くの方にご利用いただくとともに、将来に渡って持続可能なものとするため、制度の見直しを行うこととしました。
- また、交付対象者のうち実際に制度を利用している方は約半数に留まっていることから、より使いやすい制度とするための利便性向上策として、チャージ場所の増設を行います。

4 利用者負担割合の見直しについて

■利用者負担割合を見直すこととした理由

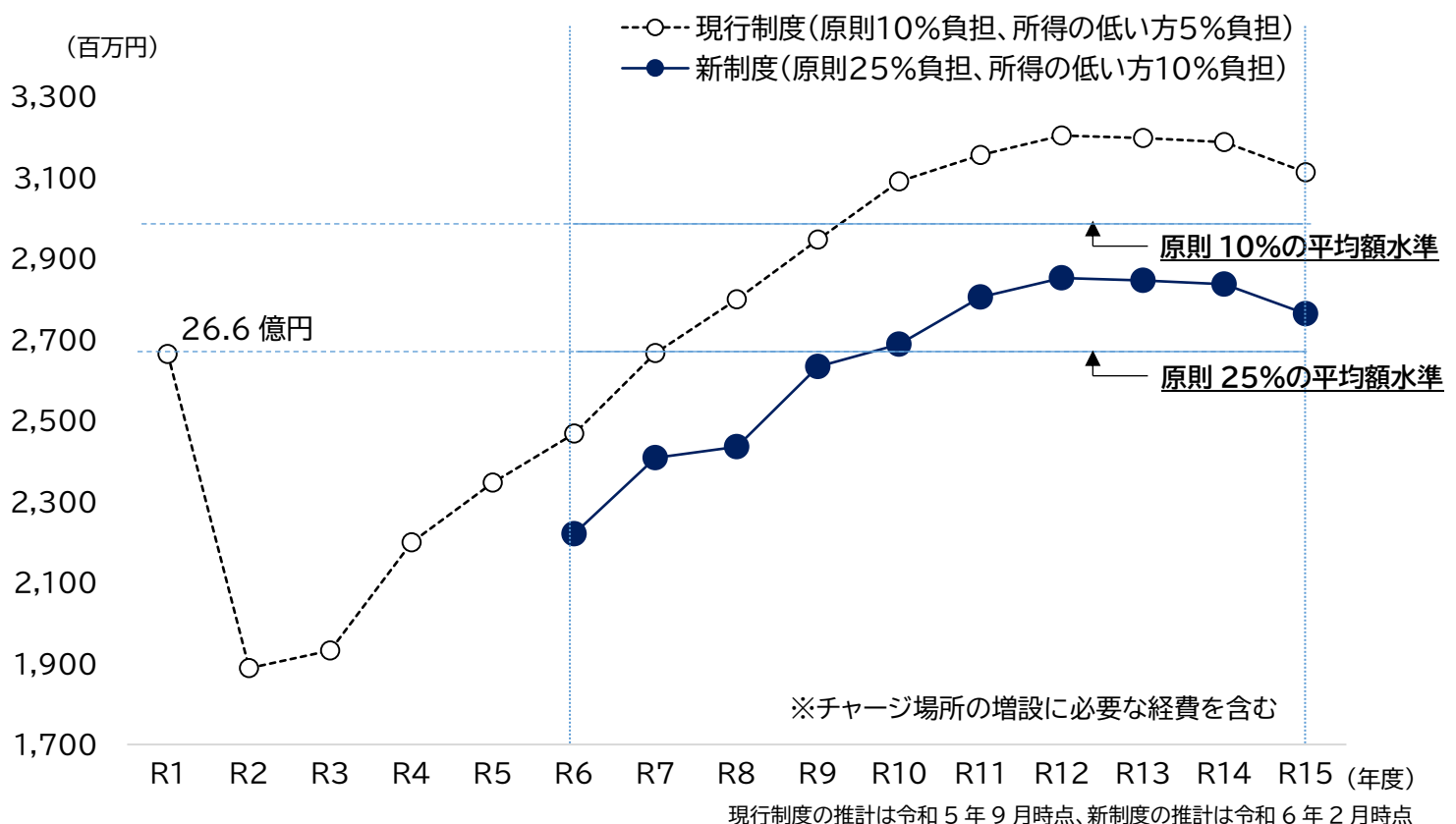
社会福祉審議会老人福祉専門分科会における、以下のようなご意見等を踏まえ、対象年齢及び年間チャージ上限額は現行どおりとしたうえで、利用者負担割合を見直すことといたしました。

- 交付対象年齢の引き上げは、一般財源負担額の縮減効果は大きいものの、多くの方々の社会参加を抑制してしまうことが懸念される。
- 年間チャージ上限額の引き下げは、移動距離が長い方などを中心に社会参加を抑制してしまうことに加え、大幅に上限を引き下げない限り、一般財源負担額の縮減効果は限られてしまう。
- 負担割合の引き上げは、利用者全体の公平な負担であり、一定の効果が得られる見込み。

■利用者負担割合を原則 25%とした理由

- 今後、介護・医療をはじめとした高齢者保健福祉施策全般の事業費の増加が見込まれる中、敬老乗車証制度の持続性を確保するためには、一般財源負担額が過去最高額となった令和元年度決算を大幅に上回らないように制度を見直す必要があります。
- 原則 20%負担とした場合は、制度を見直したとしても、数年後には過去最高額を超過してしまいます。
- 原則 30%負担とした場合には、利用控えの影響が懸念される水準となります。
- この点、所得の低い方の負担割合を 10%に抑制し、チャージ場所の増設に要する費用を加えても、今後 10 年間の一般財源負担額の平均額が令和元年度決算額を大幅に上回らない程度に抑制可能となることから、原則の負担割合を 25%としました。…(図 3 参照)

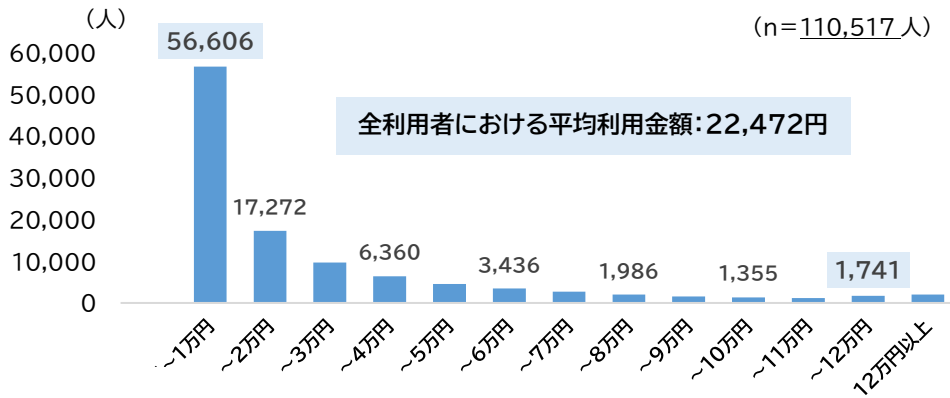
図 3: 現行制度と新制度の一般財源負担額の比較



5 年間利用金額ごとの影響額について

全体の 51.2%と最も利用者が多い金額帯である「**10,000 円以下**」、全体の 69.4%の利用者の利用金額帯をカバーする平均利用金額である「**約 22,500 円**」、年間チャージ上限額である「**120,000 円**」を例とした場合におけるケースごとの影響額は以下のとおりです。

図 4 敬老乗車証制度の利用者における年間利用金額の分布 (R4.10~R5.9)



- 年間 10,000 円以下の利用者
→全体の約 51.2%
- 年間平均利用金額 22,472 円
以下の利用者
→全体の約 69.4%

① 介護保険料所得段階 5 以上の方

年間利用金額	年間自己負担額			ひと月あたりの自己負担額		
	現行制度	新制度	影響額	現行制度	新制度	影響額
10,000 円	1,000 円	2,500 円	1,500 円	84 円	209 円	125 円
22,500 円	2,250 円	5,625 円	3,375 円	188 円	469 円	281 円
120,000 円	12,000 円	30,000 円	18,000 円	1,000 円	2,500 円	1,500 円

② 介護保険料所得段階 1~4 の方

年間利用金額	年間自己負担額			ひと月あたりの自己負担額		
	現行制度	新制度	影響額	現行制度	新制度	影響額
10,000 円	500 円	1,000 円	500 円	42 円	84 円	42 円
22,500 円	1,125 円	2,250 円	1,125 円	94 円	188 円	94 円
120,000 円	6,000 円	12,000 円	6,000 円	500 円	1,000 円	500 円

※各自己負担額については単位未満切り上げとしています

この度の見直しは、敬老乗車証制度の持続性を確保するため、必要となるご負担をお願いするものでございます。検討にあたっては、所得の低い方への配慮や、制度の利便性向上の視点も持って取り組んでまいりました。今後もより多くの高齢者の皆さまにご利用いただけるよう制度を運用してまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬老乗車証の見直しに関して、審議会資料やアンケート結果などの関連資料や、市民説明会で多く寄せられた質問に対する回答などをまとめたホームページを設けています。ぜひご覧ください。
<敬老乗車証見直し特設ホームページ>



<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/katsudo/sedo/joshaso/minaoshi.html>

(作成: 仙台市健康福祉局保険高齢部高齢企画課)